

～こども計画とは～

- こども基本法 10 条において、市町村は年内に国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。
- 国は「市町村こども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としており、本町でも一体的な計画策定を行います。また、本町では独自に「子どもの貧困対策推進計画」等も一体的に策定する予定としています。

■ 今回一体的に策定する予定である計画（一覧）

根拠法	計画	内容
こども基本法	市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものとなる。 ※策定は努力義務
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。 ※策定は義務
子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村子供の貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として取り組むべき事項を「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」の4つの分野に整理し定める。 ※策定は努力義務
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。 ※策定は努力義務

～こども大綱とは～

- 市町村こども計画は、国の作成する「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとされています。
- 「こども大綱」については、大綱の前段といえる、重要事項をとりまとめた資料「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」が、令和5年12月に公表されています。資料で示された内容は、次の頁をご参照ください。



こどもに関する取組で国が大事にすること

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

ひとりひとりが大切にされ、
自分らしく生きられ、
健やかに育っていける社会に



こども・若者はもちろん、
社会全体が幸せになる

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者は、ひとりの人間であり、生まれながらに権利をもち（権利の主体）、ひとりひとりの違いを尊重され、その権利を保障されます。こどもの権利を尊重しながら、こども・若者の今と未来にとってもっとも良いことを一緒に考えます。
- ②こども・若者、子育てをしている人がどのような状況にあり、どのように考えているかを大切にします。また、その意見をきき、話し合いながら、一緒に考えていきます。
- ③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。
- ④こども・若者がより良い環境で成長することができ、自分は大切な存在であると感じながら成長できるようにします。また、困っている人にはその人に合ったサポートをします。
- ⑤若者がお金に困ることなく安定した生活を送れるようにし、結婚や子育てをしたい人はすることができるよう、社会全体で支えます。また、困っている人にはその人に合ったサポートをします。
- ⑥国や地方自治体、地域でこども・若者にかかわる人たちがみんなで協力します。

こども施策に関する重要事項

すべての年齢のこども・若者のための取組

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 障害児支援・医療的ケア児への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもの貧困対策
- 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進など

小学校に入るまで（6才くらいまで）のこどものための取組

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
- など

学童期・思春期（6～18才くらい）のこどものための取組

- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
 - 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - いじめ防止・不登校のこどもへの支援・高校中退の予防、高校中退後の支援
- など

青年期（18才くらいから）の若者のための取組

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- など

子育てをしている人のための取組

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援
- など

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映のための取組

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
 - 地方自治体等における取組促進
 - 社会参画や意見表明の機会の充実
 - 多様な声を施策に反映させる工夫
 - 社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究
- など

仕組みや体制を整える取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM(証拠に基づく政策立案)
 - こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - 国における推進体制
 - 数値目標と指標の設定
 - 自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携
 - 国際的な連携・協力
 - 安定的な財源の確保
 - こども基本法附則第2条に基づく検討
- など

～本町における今後の方針について～

- 本町においては、今年度中にアンケートを実施する方針です。
- 現在の調査実施概要は以下の通りです。（まだ骨格程度の案であり、今後、事務局内でも協議を重ね修正を行うものです）

■ 調査概要案

		調査対象	配付数	配付・回収方法
保護者調査 ※子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込みの算出に資する内容を把握。 ※子ども・子育て施策全般に生かすことを想定した調査	①	未就学児童保護者	計 2,000	郵送+WEB 回答
	②	小学生保護者		郵送+WEB 回答
住民調査 ※子ども・若者育成支援に生かすことを想定した調査	③	一般住民（15歳～39歳）	約 750 部	郵送+WEB 回答
保育士調査 ※子ども・子育て施策全般に生かすことを想定した調査	④	町内の保育士	約 250 部	郵送+WEB 回答
児童生徒及び保護者調査 ※次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に資する内容を把握	⑤	小学 5 年生 中学 2 年生	約 900 部	<u>Web 回答のみ</u> （※登校している児童・生徒は帰りの会にて、それ以外の生徒は自宅等からアクセスし回答）
	⑥	上記児童生徒の保護者	約 900 部	

■ 調査項目案

区分	対象数	実施方法・内容
①未就学児童保護者	①と②で 計 2,000 件	郵送配布・郵送回収または WEB 回答
		【内容】 <input type="checkbox"/> 保護者の就労状況、今後の就労意向 <input type="checkbox"/> 各種教育・保育サービスの利用状況、利用意向（3歳の壁の有無） <input type="checkbox"/> コロナ禍の保育サービス利用・就労形態の変化 <input type="checkbox"/> 子どもの権利に関すること（子どもの権利の認知度、守られていないと感じる権利、子どもの意見表明の機会など） <input type="checkbox"/> 仕事と子育ての両立に関すること <input type="checkbox"/> 子育て世帯の困り事、地域で必要とされる支援 <input type="checkbox"/> 相談場所の認知度、相談しやすい方法 等
②小学生保護者		郵送配布・郵送回収または WEB 回答 【内容】 <input type="checkbox"/> 保護者の就労状況、今後の就労意向（小1の壁の有無） <input type="checkbox"/> 児童クラブ、放課後子ども教室等の利用状況、利用意向

		<ul style="list-style-type: none"> ○生活状況（友達つきあいや家族交流の状況など） ○子どもの権利に関すること（子どもの権利の認知度、守られていないと感じる権利、子どもの意見表明の機会など） ○仕事と子育ての両立に関すること ○子育て世帯の困り事、地域で必要とされる支援 ○相談場所の認知度、相談しやすい方法 <p style="text-align: right;">等</p>
--	--	--

■住民調査

③一般住民 (15歳～39歳)	750件	郵送配布・郵送回収またはWEB回答 <hr/> 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○自己肯定感 ○社会参加（就学・就労状況、まちづくりへの興味・活動状況など） ○人とのつながり（居場所の有無、孤独感、家族や友人との関わりなど） ○将来像（将来展望、結婚や子どもを持つことへの意識など） ○ふだんの活動・外出状況（外出頻度、外出目的など） ○相談・支援（相談機関の認知度、物事がうまくいかなかったことの有無など） ○興味のあるまちづくり活動 <p style="text-align: right;">等</p>
--------------------	------	---

■保育士調査

④町内の 保育士	250件	郵送配布・郵送回収またはWEB回答 <hr/> 【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○就労形態、保育士資格の有無、資格の取得方法 ○仕事の状況と満足度、今後の継続意向 ○職場選びの際に重視すること ○職場に対して改善してほしいと感じること ○仕事で悩んだ時の相談相手 ○近年、処遇が改善されている実感があるか ○業務を通じて感じる、子育て世帯や子どもに関する課題 <p style="text-align: right;">等</p>
-------------	------	--

■児童生徒及び保護者調査

区分	対象数（ページ）	実施方法・内容
⑤小学5年生 中学2年生の 児童生徒	約900件 (該当する全児童生徒)	WEB回答のみ
		【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○生活状況（生活習慣や所有物など） ○学習状況（授業の理解度や進学希望など） ○自分には良い所があると思うか、将来への希望があるか ○家族との交流、関係の状況 ○不安や悩み、また相談先について ○居場所や部活動など放課後の過ごし方 ○（小学生）放課後児童クラブ、放課後子ども教室に対する希望 ○（中学生）今後の進路希望 ○心配なこと、不安や町にお願いしたいこと <p style="text-align: right;">等</p>
⑥上記児童生徒の保護者	約900件 (上記児童生徒の保護者)	WEB回答のみ
		【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの生活状況（生活習慣や勉強やスポーツ等について） ○こどもの学習状況（習い事の状況、進学希望など） ○家族との交流、関係の状況 ○不安や悩み、また相談先について ○父母の就労状況 ○家計状況（世帯収入、主観による経済状況など） <p style="text-align: right;">等</p>